

(資料5)

厚生労働省における事後評価の実施に関する計画
(令和 6 ~~5~~ 年度)

令和 6 ~~5~~ 年 ● ~~3~~ 月 ● ~~29~~ 日

厚生労働省

厚生労働省における事後評価の実施に関する計画

(令和~~6-5~~年度)

目次

第1 はじめに

第2 計画期間

第3 事後評価の対象及び評価の方法

1 政策体系に基づき対象とする政策（基本計画第7の1（1）関係）

2 研究開発（基本計画第7の1（2）関係）

~~3 公共事業（基本計画第7の1（3）関係）~~

3-4 規制に係る政策（基本計画第7の1（3-4）関係）

4-5 租税特別措置等に係る政策（基本計画第7の1（4-5）関係）

5-6 政策決定後5年経過後時点で未着手の政策又は政策決定後10年経過後時点でなお未了の政策（基本計画第7の1（5-6）関係）

6-7 複数の施策目標にまたがり、厚生労働省内で分野横断的に実施している政策（基本計画第7の1（6-7）関係）

第4 事後評価の実施

1 指標のモニタリングの実施

2 評価の実施

第5 評価結果の政策への反映状況の公表

第6 その他

1 職員の資質の向上

2 実施計画の改正

3 厚生労働省における政策評価実施要領

別紙1 令和~~6-5~~年度に評価を行う施策目標及びその評価方式

別紙2 実質的に政策評価と同等の評価が行われていると認められる評価関連作業が存在する施策目標

~~別紙2 令和5年度に評価を行う分野横断的に実施している政策~~

厚生労働省における事後評価の実施に関する計画

(令和~~65~~年度)

第1 はじめに

厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（令和~~6-5~~年度）（以下「実施計画」という。）は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）及び「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第5期）」（以下「基本計画」という。）を踏まえ、令和~~6-5~~年度に実施する事後評価の対象、評価の方法等を明らかにするものである。

第2 計画期間

実施計画の計画期間は、令和~~6-5~~年4月1日から令和~~7-6~~年3月31日までとする。

第3 事後評価の対象及び評価の方法

事後評価の対象及び評価の方法は以下に掲げるとおりとする。

1 政策体系に基づき対象とする政策（基本計画第7の1（1）関係）

政策体系に示す施策目標（実質的に政策評価と同等の評価が行われていると認められる評価関連作業が存在する施策目標は除く。）については、毎年度、評価又は指標の前年度までの進捗状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行う。令和~~6-5~~年度に評価を行う施策目標及びそれぞれの評価方式は、別紙1のとおりとする。

加えて、指標のモニタリングの結果や当該指標の推移により、評価を実施する必要が生じた施策目標についても、実績評価方式により評価する。

実質的に政策評価と同等の評価が行われていると認められる評価関連作業が存在する施策目標は別紙2のとおりとし、当該評価関連作業において作成した資料を事後評価の評価書として代替して毎年度公表することとする。

2 研究開発（基本計画第7の1（2）関係）

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）に基づき、総合科学技術・イノベーション会議において事後評価の対象とされた研究開発について、原則として事業評価方式により評価する。

~~3 公共事業（基本計画第7の1（3）関係）~~

~~個々の公共事業であって、「水道施設整備事業の評価の実施について」（平成23年7月7日付健発0707第1号。以下「水道施設整備事業評価実施要領」という。）で定めるところにより事後評価の対象としたものについて、原則として事業評価方式により評価する。~~

3.4 規制に係る政策（基本計画第7の1（3.4）関係）

規制に係る政策であって、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号。以下「施行令」という。）第3条第6号に掲げる政策のうち、見直し時期が令和~~6-5~~年度に到来するものについて、原則として、事業評価方式により評価する。

なお、規制に係る政策の事後評価については、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）を踏まえて実施する。

4.5 租税特別措置等に係る政策（基本計画第7の1（4.5）関係）

租税特別措置等に係る政策であって、施行令第3条第7号及び第8号に掲げる政策（法人税、法人住民税又は法人事業税）のうち、①令和~~6-5~~年度に、事前評価を実施してから5年を経過するもの、②恒久的な措置であって、令和~~6-5~~年度に、直近で事後評価を実施してから5年を経過するものについて、原則として事業評価方式により評価する。

ただし、既存の租税特別措置等の拡充又は延長の要望に際して、令和~~6-5~~年度に事前評価を実施する場合は、事後評価の要素を含んでいることから、改めて事後評価を実施することは要しない。

なお、租税特別措置等に係る政策の事後評価については、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）を踏まえて実施する。

5.6 政策決定後5年経過後時点で未着手の政策又は政策決定後10年経過後時点でなお未了の政策（基本計画第7の1（5.6）関係）

~~令和~~6-6~~年度の評価対象として該当するものはない。個々の公共事業であって、原則として、水道施設整備事業評価実施要領で定めるところにより、~~

~~事後評価の対象としたものについて、事業評価方式により評価する。~~

6-7 複数の施策目標にまたがり、厚生労働省内で分野横断的に実施している政策（基本計画第7の1（6-7）関係）

1 から ~~5-6~~ までに掲げるもののほか、複数の施策目標にまたがり、厚生労働省内で分野横断的に実施している政策のうち、~~令和5年度に政策評価の対象とするものについて、総合評価方式により評価することとしているが、令和6年度は実施しない。次回の実施は令和7年度とする。令和5年度の評価対象政策は別紙2のとおりとする。~~

第4 事後評価の実施

1 指標のモニタリングの実施

(1) 担当部局（個別の政策を所管する大臣官房の各課を含む。以下同じ。）は、施策目標について設定した指標のモニタリングの結果を、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）の2の規定に従い作成する事前分析表に記載し、部局の取りまとめ課で確認の上、政策統括官（総合政策担当）付政策立案・評価担当参事官室（以下「政策立案・評価担当参事官室」という。）が定める期限までに査定課（注）及び同室に提出する。

（注）組織・定員要求を伴う政策については大臣官房人事課、予算要求又は財政投融资資金要求を伴う政策については大臣官房会計課、税制改正要望を伴う政策については政策統括官（総合政策担当）付政策統括室をいう。以下同じ。

(2) 査定課は、モニタリングの結果を参考に査定を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に反映する。

(3) 政策立案・評価担当参事官室は、モニタリングの結果を確認の上、取りまとめ、公表する。

2 評価の実施

(1) 担当部局は、第3の規定に従い評価を実施し、評価結果を評価書等（法第10条に規定する評価書及びその要旨をいう。以下同じ。）（注）として

取りまとめ、部局の取りまとめ課で確認の上、政策立案・評価担当参事官室が定める期限までに査定課及び同室に提出する。

(注) 別紙2に掲げる実質的に政策評価と同等の評価が行われていると認められる評価関連作業が存在する施策目標については、当該評価関連作業において作成した資料を政策評価の評価書として代替することとする。以下同じ。

(2) 査定課は、評価書等を参考に査定を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に反映する。

(3) 政策立案・評価担当参事官室は、評価書等を確認の上、取りまとめ、公表する。

第5 評価結果の政策への反映状況の公表

担当部局及び査定課は、評価結果を、新たな政策の企画立案（組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等を含む）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。

担当部局は、令和~~6~~⁵年度に実施した政策評価の結果の政策への反映状況について、政策立案・評価担当参事官室が定める期限までに同室に報告する。同室は、それらの反映状況を確認の上、取りまとめ、公表する。

第6 その他

1 職員の資質の向上

政策立案・評価担当参事官室は、職員の資質の向上を図るため、収集した政策評価に関する各種情報を広く担当部局及び査定課に提供するとともに、評価書等及び事前分析表の作成に当たり、必要に応じて助言を行う。

また、EBPM（Evidence-Based Policy Making: 証拠に基づく政策立案。以下「EBPM」という。）の観点を踏まえた政策評価の取組の推進に資するため、厚生労働省が開設しているEBPMに係るよろず相談窓口を広く省内職員に周知し、政策評価の取組を支援するとともに、EBPM基礎研修及びEBPM応用研修の受講を促進する。

2 実施計画の改正

この実施計画については、厚生労働行政を取り巻く環境の変化、法、基本方針又は基本計画の変更等を踏まえ、必要に応じて改正を行う。

3 厚生労働省における政策評価実施要領

この実施計画に定めるもののほか、事後評価の実施に関し必要な事項は、「厚生労働省における政策評価実施要領」に定める。

令和6年度に評価を行う施策目標及びその評価方式

(別紙1)

施策目標		評価実施	評価方式
I-1-1	地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること		
I-1-2	医療従事者の働き方改革を推進すること		
I-2-1	今後の医療需要に合った医療従事者を質・量両面にわたり確保するとともに、医師等の偏在対策を推進すること		
I-3-1	医療等分野におけるデータ活用や情報共有の推進を図ること		
I-3-2	医療安全確保対策の推進を図ること		
I-4-1	政策医療を向上・均てん化させること(※)	/	
I-5-1	新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延の防止を図ること		
I-5-2	感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること		
I-6-1	難病等の予防・治療等を充実させること		
I-6-2	適正な移植医療を推進すること	○	実績評価
I-6-3	原子爆弾被爆者等を援護すること		
I-7-1	有効性・安全性の高い新医薬品等を迅速に提供できるようにすること(※)	/	
I-7-2	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること		
I-7-3	医薬品の適正使用を推進すること	○	実績評価
I-8-1	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、適正使用を推進し、安全性の向上を図ること		
I-9-1	革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること		
I-10-1	データヘルスの推進による保険者機能の強化等により適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること		
I-10-2	生活習慣病対策等により中長期的な医療費の適正化を図ること		
I-11-1	新興感染症への対応を含め、地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること		
I-11-2	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること	○	実績評価
I-11-3	総合的ながん対策を推進すること		
I-12-1	平時から情報収集を行うとともに、国民の健康等に重大な影響を及ぼす緊急事態の際の情報集約や意思決定を迅速に実施する体制を整備すること	○	実績評価
II-1-1	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること		
II-2-1	規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること		
II-3-1	化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること		
II-4-1	生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること		
III-1-1	労働条件の確保・改善を図ること		
III-1-2	最低賃金引上げに向け中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援を図ること		
III-2-1	労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること		
III-3-1	被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付及び特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金の支給を行うこと		
III-3-2	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること		
III-4-1	労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに、集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること		
III-5-1	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること	○	実績評価
IV-1-1	女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、ハラスメント対策、仕事と家庭の両立支援等を推進すること		
IV-2-1	非正規雇用労働者(短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)の雇用の安定及び待遇の改善を図ること	○	実績評価

IV-3-1	長時間労働の抑制等によるワーク・ライフ・バランスの実現等の働き方改革を着実に実行するとともに、テレワークの定着や多様で柔軟な働き方がしやすい環境整備を図ること		
IV-3-2	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること		
IV-4-1	個別労働紛争の解決の促進を図ること		
V-1-1	公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること		
V-2-1	社会・経済状況の変化に対応しつつ、地域、中小企業、産業の特性に応じ、より良質な雇用を創出、人材確保・定着を支援するとともに雇用の安定を図ること		
V-3-1	高齢者・障害者・若年者や就職氷河期世代・外国人材等の雇用の安定・促進を図ること		
V-4-1	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること	○	実績評価
V-5-1	求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること		
VI-1-1	公共職業訓練の推進、事業主等や労働者の自発的な取組による職業能力開発等を推進すること		
VI-1-2	技能検定を始めとする職業能力の評価を推進すること	○	実績評価
VI-1-3	技能実習制度の適正な運営を推進すること		
VI-2-1	若年者や就職氷河期世代に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること		
VI-2-2	障害者等の職業能力開発を推進すること		
VI-3-1	技能継承・振興のための施策を推進すること		
VII-1-1	生活保護制度を適正に実施すること	○	実績評価
VII-1-2	複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、就労、家計、住まい等に関する包括的な支援を行うことにより、その自立を促進すること		
VII-1-3	ひきこもり支援、権利擁護支援、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズへの包括的な支援等により、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備すること		
VII-1-4	困難な課題を抱える女性への更なる支援体制の充実を図ること		
VII-1-5	自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策を推進すること		
VII-2-1	福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること		
VII-3-1	戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと	○	実績評価
VIII-1-1	障害者の地域生活や就労を総合的に支援すること		
VIII-1-2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築すること		
IX-1-1	国民に信頼される持続可能な公的年金制度等を構築し、適正な事業運営を図ること		
IX-1-2	高齢期の所得保障の重層化を図るため、私的年金制度の適切な整備及び運営を図ること		
X-1-2	高齢者の在宅生活に必要な生活支援・介護予防サービスを提供するとともに、生活機能の維持向上によって虚弱を防ぎ元気で豊かな老後生活を支援すること	○	実績評価
X-1-3	総合的な認知症施策を推進すること		
X-1-4	介護保険制度の適切な運営を図り、介護分野における生産性の向上等により、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること		
XI-1-1	国際機関の活動への参画・協力等を通じて、保健・労働等分野において国際社会に貢献すること(※)		
XI-1-2	開発途上国の人材育成等を通じた国際協力を推進し、連携を強化すること(※)		
XII-1-1	国立感染症研究所など国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること(※)		
XII-2-1	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること(※)		
XIII-1-1	行政手続のオンライン化を推進すること		
XIII-1-2	データヘルス改革を推進すること		
XIV-1-1	国民に伝わるように分かりやすく情報を発信するとともに、「国民の声」等を活用して把握した国民ニーズ等を踏まえ、国民目線に立った業務プロセスの改善を図ること	○	総合評価
XIV-1-2	統計改革を推進し、国民や統計ユーザーの視点に立った公的統計を作成するとともに、統計の利活用を通じて、統計の質を向上させること	○	総合評価

※実質的に政策評価と同等の評価が行われていると認められる評価関連作業が存在する施策目標として、当該評価関連作業において作成した資料を事後評価の評価書として代替して毎年度公表するもの。

実質的に政策評価と同等の評価が行われていると認められる評価関連作業が存在する施策目標（別紙2）

施策目標		評価関連作業
I-4-1	政策医療を向上・均てん化させること	「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）に基づく独立行政法人の評価
I-7-1	有効性・安全性の高い新医薬品等を迅速に提供できるようにすること	「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）に基づく独立行政法人の評価
X I-1-1	国際機関の活動への参画・協力等を通じて、保健・労働等分野において国際社会に貢献すること	「行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月5日閣議決定）に基づく行政事業レビュー
X I-1-2	開発途上国の人材育成等を通じた国際協力を推進し、連携を強化すること	「行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月5日閣議決定）に基づく行政事業レビュー
X II-1-1	国立感染症研究所など国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること	「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（平成22年11月11日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）に基づく国立試験研究機関の評価
X II-2-1	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること	「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（平成22年11月11日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）に基づく科学研究開発の評価及び「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）に基づく独立行政法人の評価